#### 廢棄物処分場対策跳だよい

第28号 平成 29 年 12 月 26 日発行

### 検討会とその経 過

者(11名)による「特措法施行 づいて、 日に設置しました。その検討結果 況検討会」を平成27年3月3 検討することを目的として、有識 種施策について、その施行状況を 規定されております。これを受け 合において、法律の施行の 同年9月30日に公表されたと ついて検討を加え、その結果に基 ころです。 放射 環境省では、同法に基づく各 検討会の取りまとめとして、 の施行後3年を経過した場 性 所要の措置を講ずる」と 物質汚染対処特 附則第5条におい 別措置 状況に . T 1 状

を点検した上で、 を目途に、改めて施策の進捗状況 終了の時期(平成29年3月) については、 取りまとめの中で、 除染の実施計 必要な制度的 制 度の見直 画

合理的でない』『環境省 1 続き、 りました。 手当等を行うべき」とされ、 検討がなされることにな

3日(金)下野新聞(4面)に

今号では、平成29年10

月

県処理、

有識者検討会で異論』とする見出

し記事が掲載されましたが、その

連の経過と発言の要旨等につ

お知らせいたします。

けて、 たとするものです。 開催されました第7回検討会に おいて、 今回の報道内容は、これを受 本年10月12日(木)に ある委員から異論が出

## 委員の発言の要旨

針 ると5つの県でそれぞれやるの 島県と他県の廃棄物の量を考え 方針について、 行うとされておりますが、 れた都道府県内において処理を 6(物 (閣 指定廃棄物は、 理的には) 議決定)に基づき、 ある委員から「福 合理的でない 特措法 排出さ 基本方 当該

しょうか。

、引き のは分かっていたので、これにつ ができるようなことがあればいいても自由な議論ができて合意 いと思う。 」との発言がありまし

## 発言した委員とは

その会議では座長を務められ 究財団理事長、 いる方です。 識者会議」の委員を兼ねており、 ロセスについて、 に議論する「指定廃棄物処分等有 公共財団法人 発言された方は、 の安全性や候補地選定プ 当該検討会のほか、 岡山大学名誉教 廃棄物 科学的·技術的 田 中 勝 3 R 研 最終 委員 て

あるものと言えるのではない るのは(物理的には)合理的では 方から、「5つの県でそれぞれや れております。 明者として環境省と共に参加 言があったことは、 ないのは分かっていた」とする発 した県民フォーラムにおいて、説  $\mathcal{O}$ 県 理解を得るために開催され (3 回) しかも、 の 計 6 栃木県 そのような立場の 回 (3 回) 大変、 指定廃棄物 と宮城 重みの ま

# 田中委員はこんな発言も

る。 違うのではないか。 廃棄物処理の原則とはちょっと 決は、 ないところにというところは、 ものがある。 状況から見れば、 蔵施設の30年以 ています。 で処理するというのが原則であ での最終処分につい さらに、  $\mathbb{H}$ それをわざわざ発生源では 中 委員 発生源の は 「廃棄物 」と述べています。 「福 一番近いところ 内 非常に厳しい 島 ては、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 県 と指 福島県 処理の解  $\mathcal{O}$ 中 今の 間 外

しております。環境省ホームページで公開検討会の資料及び議事録は

n/rmp.html#law-jokyo http://www.env.go.jp/jishi

#### 指定廢棄物処分場対策跳だより

第28号 平成 29 年 12 月 26 日発行

今回の新聞報道を受けて、検討会の内容及び委員の発言の要旨 等を環境省の担当者から聴取いたしました。その内容は、以下の とおりとなっております。

- 指定廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法基本方針(平成 23 年 11 月 11 日 閣議決定)に基づき、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において処理を 行うこととされている。
- 当該方針について、平成 29 年 10 月 12 日 (木) 開催の放射性物質汚染対処 特措法施行状況検討会において、委員から異論が出た旨、翌日の新聞で報道が あった。
  - ※ 上記の検討会は、放射性物質汚染対処特措法に基づく各種施策(除染、 中間貯蔵、汚染廃棄物処理)について、その施行状況全般を検討すること を目的として開催。
  - ※ 平成29年10月13日(金) 下野新聞4面より抜粋 指定廃棄物を発生元の県内で処理する方針について、有識者から「(福島 県を除き発生量が多い) 5 県でそれぞれ処理するのは合理的ではない」と 異論が出た。
- 検討会の場では、放射性物質汚染への対処について、国民の理解を醸成する ためには、政府の外に自由な議論の場があることが有益との趣旨の発言があ った。発言の要旨は次のとおり。
  - 〈 田中 勝 委員 (公共財団法人 廃棄物・3 R 研究財団理事長、岡山大学名誉教授)〉
    - ・中間貯蔵施設に関する 30 年以内の福島県外最終処分という方針について、 学会や NPO 法人等、政府の決めた制約にとらわれない場で自由な議論を することで、国民の理解を醸成していくのがいいのではないか。
    - ・指定廃棄物の都道府県内処理という方針も同様である。福島県と他県の廃棄 物の量を考えると5つの県でそれぞれやるのは(物理的には)合理的でない のは分かっていたので、これについても自由な議論ができて合意ができる ようなことがあればいいと思う。